

茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内障害福祉サービス事業者等（第2における「補助対象者」をいう。）の持続可能な運営及び人材の確保・育成のため、その従業者に必要な研修を受講させる又は試験を受験させるための費用の補助について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかの事業を行う者であって、市内に当該事業所を有するものとする。

- (1) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、別表第1に掲げるいずれかの事業
- (2) 法第5条第19項に規定する特定相談支援事業
- (3) 法第5条第27項に規定する移動支援事業
- (4) 茨木市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例（平成18年茨木市条例第28号）第2条の表中9の項に規定する日帰りショートステイ事業
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業
- (6) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- (1) 本市が設置する施設の指定管理者（指定管理の対象施設で行う事業に限る。）
- (2) 補助を行う年度の初日において次のいずれかに該当する事業者
 - ア 法第50条第1項、第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消された日から5年を経過しない事業者
 - イ 法第50条第1項第6号、第51条の29第1項第6号又は同条第2項第5号に規定する費用の請求に関する不正が認められた事業者で、費用の返還が完了していないもの
 - ウ 児童福祉法第21条の5の24第1項又は第24条の36の規定により指定を取り消された日から5年を経過しない事業者
 - エ 児童福祉法第21条の5の24第1項第6号又は第24条の36第1項第5項に規定

する費用の請求に関する不正が認められた事業者で、費用の返還が完了していないもの

(3) 前号に掲げるもののほか、補助を行う年度において次のいずれかに該当することとなった事業者

ア 法第50条第1項、第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消された事業者

イ 法第50条第1項第6号、第51条の29第1項第6号又は同条第2項第5号に規定する費用の請求に関する不正が認められた事業者

ウ 児童福祉法第21条の5の24第1項又は第24条の36の規定により指定を取り消された事業者

エ 児童福祉法第21条の5の24第1項第6号又は第24条の36第1項第5項に規定する費用の請求に関する不正が認められた事業者

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（第6において「補助対象事業」という。）は、令和8年4月1日以降に補助対象者がその従業者（市内の事業所で現に勤務している又は事業者内での配置転換により勤務する予定であるものに限る。以下同じ。）に別表第2に掲げる研修又は試験（以下「補助対象研修等」という。）を受講又は受験させる事業とする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、従業者の補助対象研修等の受講料（必須の教材費、実習費、消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）又は受験料のうち補助対象者が負担したものとし、補助対象者が補助対象研修等の実施機関に直接支払ったもののほか、補助対象者の負担により従業者が研修の実施機関に支払ったものを含むものとする。ただし、振込手数料及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。

2 前項の規定にかかわらず、従業者の補助対象研修等の受講又は受験により、同種の補助金又は補助金以外の給付金等の交付を受け、若しくは受けると見込まれる場合には、当該研修の受講料又は試験の受験料は、全額補助対象経費としない。

(補助金額)

第5 補助額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額又は50,000円のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定による補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請及び交付請求)

第6 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、補助対象事業完了後、茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金交付申請書兼請求書（様式第1

号) に次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
 - (2) 補助対象研修等の修了を証する書類の写し
 - (3) 補助対象研修等の費用の内訳が分かる書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者に対して、第6の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(検査)

第9 市長は、補助金の執行の適正を期するため、その職員に、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第10 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第11 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 同種の補助金又は補助金以外の給付金等の交付を受けたとき。

(4) その他市長が補助金の交付決定を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13 市長は、第12の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

（市長の指示）

第14 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

（その他）

第15 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第8の規定により補助金の交付決定を受けた者に対する第9から第14までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2関係）

区分	番号	サービス種類
障害福祉サービス事業	1	居宅介護
	2	重度訪問介護
	3	同行援護
	4	行動援護
	5	療養介護
	6	生活介護
	7	短期入所
	8	重度障害者等包括支援
	9	施設入所支援
	10	就労継続支援 B 型
	11	自立生活援助
	12	共同生活援助

別表第2（第3関係）

番号	内容
1	平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」による「地域生活支援促進事業実施要綱」に規定する強度行動障害支援者養成研修
2	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条に規定する喀痰吸引等研修
3	平成31年3月27日障発0327第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」による「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」に規定する医療的ケア児等支援者養成研修
4	指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「国告示」という。）第1条第3号に規定する居宅介護職員初任者研修
5	国告示第1条第4号に規定する障害者居宅介護従業者基礎研修
6	国告示第1条第5号に規定する重度訪問介護従業者養成研修
7	国告示第1条第6号に規定する同行援護従業者養成研修
8	国告示第1条第7号に規定する行動援護従業者養成研修
9	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修
10	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（介護福祉士実務者研修）
11	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第1項に規定する介護福祉士試験

（申請先）茨木市長

申請者（法人代表者）

住所 _____

法人名 _____

代表者名 _____ ⑩

申請担当者名 _____

電話番号 _____ - _____ - _____

Mail _____ @ _____

茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金交付申請書兼請求書

茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、補助金の交付について、次のとおり申請及び請求します。

1 補助対象事業名 障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助事業

2 補助対象研修等 申請内容等一覧表のとおり

3 交付申請額 _____ 円

※ 「申請内容等一覧表」の合計額を記入してください。

4 振込先口座情報（※法人代表者名の口座以外へ振り込む場合は委任状が必要です。）

金融機関名				支店名			預金種目							
							□普通 □当座							
金融機関コード				支店コード			口座番号							
フリガナ														
口座名義人														

（振込先にゆうちょ銀行を指定する場合には、口座番号の下一桁「1」を除いて7桁で記入してください。）

5 添付書類

- (1) 申請内容等一覧表
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 補助対象研修等の修了を証する書類の写し
- (4) 補助対象研修等の費用の内訳が分かる書類の写し

6 確認・誓約事項

申請にあたり、次の事項を確認し、誓約します。

- 要綱第2第2項各号のいずれの事業者にも該当しません。
- 今回申請する補助対象研修等を受講又は受験した従業者は、申請日時点で市内の事業所で現に勤務している又は事業者内での配置転換により勤務する予定の従業者です。
- 今回申請する補助対象研修等については、同種の補助金又は補助金以外の給付金等の交付を受けていません。
- 調査の結果、上記の事項に反する事実等が判明した場合は、要綱第12に基づき、補助金の交付決定が取り消されることを確認しました。
- 上記の補助金交付決定取消しに際し、当該取消しに係る補助金が既に交付されている場合は、要綱第13に基づき速やかに補助金を返還します。

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住所
法人名
代表者名

様

茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住所
法人名
代表者名 様

茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金については、次の理由により不交付とします。

不交付の理由

年 月 日

茨木市長

様式第4号（第12関係）

茨木市指令 第 号

住所
法人名
代表者名

様

茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付を決定した茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金について、審査の結果、補助金の交付決定を取り消すことに決定しましたので、通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金取消額 円
- 3 取消しの根拠
- 4 取消しの理由

年 月 日

茨木市長

様式第5号（第13関係）

茨 第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

茨 木 市 長

茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金
交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で通知した茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金の交付決定については、次のとおり取り消しを行います。

また、既に交付を受けている補助金については、次のとおり返還してください。

1 事業の名称		
2 交付決定額	円	
3 取消しの根拠	茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助要綱第12第 号	
4 取消しの理由		
5 補助金の返還	茨木市指令 第 号	
	この取消しにより、既に交付している補助金について、次の通り返還してください。	
	返還の根拠	茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助要綱第13
	返還金額	円
	返還期日	年 月 日
	返還方法	添付納入通知書による。
6 備考		